

## 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会開催要綱

### (目的)

第1条 十和田市及び三沢市（以下「共同中心市」という。）は、定住自立圏形成協定により形成された上十三・十和田湖広域定住自立圏の将来像及び当該協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定に資するため、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項について検討を行う。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、共同中心市が依頼する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。ただし、座長が選出されていないときは、懇談会の招集は共同中心市の市長が行う。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、共同中心市の定住自立圏構想主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に依頼される懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、依頼の日から平成26年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成29年11月7日から施行する。